

令和3年8月19日

会 員 各 位

公益社団法人 広島県薬剤師会
会 長 豊 見 雅 文

新型コロナウイルス感染症自宅療養者の処方箋への対応について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

広島県において、8月18日には新型コロナウイルス感染者が1日300人を超え、急増していることはご存じの通りです。広島県では、無症状や軽症でも原則、宿泊療養という方針をとっていますが、種々の事情により、自宅で療養中の患者が増えていることも事実です。

自宅療養者への投薬が必要になった場合は、備考欄に「CoV自宅」と記載された処方箋が基本的には患者宅近隣の薬局にFAXで送られることとなっています。

処方内容が、持病薬等の場合には通常の保険診療となりますが、持病の薬ではなく新型コロナウイルス感染症に係る医療の場合、公費負担番号：28340602（保健医療機関所在地が広島県の場合）、受給番号：9999996（全国一律）が処方箋に記載され、公費で対応することとなっています。

この場合、通常の定期薬の対応とは異なり、内容によっては、できる限り早く患者に処方薬を届け、薬物療法の開始が必要な場合もあると考えられます。

そのため、薬局では患者と連絡をとり、薬局の責任で、宅配業者を使わず従業員が患者宅のポストに投函し、テレビ電話や電話でのオンライン服薬指導を行うなど、届け方を工夫していただきますようお願いいたします。

この場合、薬剤交付支援事業の対象となりますので、配送料については患者負担なく全額補助対象となります。

また、患者宅までの距離が遠く短時間での配達不可能的な場合、患者住居の近隣の薬局の方が調剤に適していると考えられる場合は、処方箋を受け取った薬局は責任を持ってその薬局と連絡を取り、患者、処方医に同意を取った上で処方薬が患者の手に渡るよう、処方箋を当該薬局に転送する等のご対応をお願いします。

今のコロナ禍は災害とも言える非常事態になっています。在宅療養の医薬品提供に関しては全薬局一丸となって最善の対応をしていただくようお願いいたします。